

地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令の一部を改正する省令案に対する意見募集について

令和5年11月24日  
観光庁観光地域振興部観光資源課

観光庁では、地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令の一部を改正する省令の制定を検討しております。つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

地域伝統芸能等を活用した行事等に係る支援事業実施機関に関する省令の一部を改正する省令案

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、観光庁観光地域振興部観光資源課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和5年11月24日（金）から令和5年12月25日（月）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-shigenkakouen@gxb.mlit.go.jp

② FAXの場合

FAX番号 03-5253-8930

観光庁観光地域振興部観光資源課 意見募集担当 あて

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

観光庁観光地域振興部観光資源課 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がございますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合

は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。